

里子の母子健康手帳に関する 里親の困りごとについての課題検討

池田佐知子

(西九州大学看護学部看護学科)

(2020年3月25日受理)

A study on issues related to troubling matter about the Maternal-child health handbook for foster parents

Sachiko IKEDA

School of Nursing, Nishikyushu University

(Accepted: March 25, 2020)

抄 録

目的：社会的養護児童を家庭で養育する里親の、母子健康手帳に関する困りごとを分析し、地域における里親支援のあり方を検討する。

方法：全国の里親を対象に匿名のアンケート調査を実施し、502件有効回答のうち「母子手帳で困ったこと」の自由記載欄に記入された147件について質的分析を行った。

結果：母子手帳に関して「直接的な困りごと」としては、【母子手帳がない】【情報が極端に少ない】【実親に関する情報がある】【デザインや内容への不満】【使い方がわからない】の категорияがあり、「二次的な困りごと」として、【保健・医療機関、学校などでの質問に答えられない】などの7つの困りごとの категорияが得られた。

考察：母子手帳に関する里親の困りごとが明らかとなった。里親は里子の健やかな養育のため養育前の実親の健康医療情報が不可欠であり、里親が属する市区町村の担当者は里親のニーズに対応した母子手帳や情報の提供を行うことが必要であると示唆された。

キーワード：里親 母子健康手帳 困りごと 里親支援

Key words : foster parents, Maternal-child health handbook, troubling matter, foster parents support

I. はじめに

少子化が進行するわが国において、保護者のいない児童・虐待されている児童などの養護を要する児童（以後『社会的養護児童』という）で、児童養護施設や乳児院、里親等に養育を委託された児童は平成28年度末で35,796人である。そのうち里親等養育される児童は18.3%の6,546人となり、平成18年度末の3,424人からこの10年間で約2倍に増加している（厚生労働省、2018）。また、特別養子縁組の成立件数は平成17年の305件から、平成27年には542件と約1.8倍に増加している（厚生労働省、2017）。里親とは、児童福祉法に定義され、家庭において社会的養護児童を理解と愛情を持って、個別応答的環境を保障し（林、2017）養育するものである。厚生労働省は、平成23年に社会的養護児童を施設ではなく家庭の中で養育する『里親委託優先の原則』を明記し、里親委託率を委託児童全体の30%にするという目標を示した。さらに、平成29年8月の『新しい社会的養育ビジョン』では、3歳未満の養護児童については今後5年以内に里親委託率75%以上を実現することが示され、都道府県に養子縁組及び里親計画を策定することが義務化された。また、平成29年3月に示された「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要項」には、支援の対象として管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む）と里親が明記され、今後、地域における里親支援は喫緊の重要な課題である。

里親は里子の妊娠・出産を経験できず、過去を共有することのできない関係の中で、情報も限られ、児童の成長と変化に常に直面するとし（渡邊、2010）、里親に対する情報は受託時から情報が不足しており、里親は自分なりの情報収集力、行動力、研修で得た知識と経験からきた「勘」で対処し（宮里他、2012）、多くの場合、里子の養育に必要な権利と資源・情報が不足しているといわれている（Stacy et al, 2013）。母子健康手帳は、母子保健法において妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定され、乳幼児の健康管理を促す重要な手段となっている（厚生労働省、2011）。妊娠・出産を経験せず、妊娠期からの切れ目を持たざるを得ない里親にとって、母子健康手帳（以後「母子手帳」という）は養育開始前の児童や家族の健康状態や背景を知る重要な手がかりであり、地域の母子保健事業を適切に利用するためにも重要な情報源となるものと考えられる。

そこで、本研究では、地域で社会的養護児童を養育する里親が里子の母子手帳に関して困った経験の内容を分析し、地域での里親の効果的な支援に関する課題を検討し示唆を得ることとする。

II. 方 法

1. 対象者

本研究の対象者は、社会的養護児童の養育経験のある里親である。里親は、「養育里親」「専門里親」「養子縁組を希望する里親（以後『養子縁組里親』という）」「親族里親（2親等以内）」及び「ファミリーホーム」の5種類（厚生労働省、2013）があり、それら全てを対象とした。

2. データ収集

2013年6月時点において全国里親会のHPに公開されている66の里親会事務局に文書で研究説明書による調査協力を依頼し、返信用の回答書により30の里親会（同意率45.5%）から同意と配布可能枚数についての回答が得られた。配布可能と回答のあった数の、研究説明書・調査票及び返信用封筒を30の里親会事務局へ送付し、配布を依頼した。平成25年6月から12月にかけて1,321枚を配布し、個別に506件回収した（回収率38.3%）。

2. 調査項目

本研究の分析データは、調査項目「母子手帳について困ったことはありませんか。困ったことを（どの里子の事例でも構いません）あれば具体的にお書きください。」の自由記載欄への記入内容を用いた。また、基本属性（里親種類、養育開始児童年齢、在住地域、実子の有無）に関する項目を設けた。

3. 分析方法

今回の研究では、里親が母子健康手帳についての困りごとの内容について、質的分析を実施した。分析対象は、里親の種別が記入された有効回答502件のうち「母子手帳でこれまで困ったこと」の自由記載欄に記入のあった147件とし、属性ごとの記入の割合について、統計分析を行った。さらに、147件の書き込みから、意味を持つ文節ごとにデータ化し303データが得られた。次に、データが「母子手帳」を主語として「母子手帳が・に・の・を+データで困った。」と文章ができるものについては『直接的な困りごと』とし、「母子手帳」を主語ではないが『直接的な困りごと』によって派生した文章に続いて表現されたデータについては『二次的な困りごと』として分類し、一覧表を作成した。その上で、共通の意味内容を持つデータを集約し、サブカテゴリーを抽出し、さらにサブカテゴリーの意味内容の類似性に注目しカテゴリーを生成した。分析に際しては、貴重なデータの意味を正しく読み取るために、サブカテゴリー化・カテゴリー化の過程において、20年以上の保健師経験者2名とともに分類検討を行い、信頼性と妥当性を高めた。なお、

里親種類の分類について複数回答があった場合においては、優先順位をファミリーホーム>養子縁組里親>専門里親>親族里親>養育里親として分類し、分析した。

4. 倫理的配慮

この調査にあたっては、研究趣旨とともに、無記名で個人が特定されない内容で回答をもって調査への同意を得ることとする旨を明記した依頼文を調査票に添付したうえで無記名での回収を行った。回収したデータは、番号処理を行い、個人が特定されないよう徹底した。本研究は、国際医療福祉大学研究倫理審査委員会の平成25年5月15日に承認（承認番号13-3）を得て実施した。

Ⅲ. 結 果

1. 困りごと記入属性

母子手帳に関しての困りごとの記入の割合は全体では29.3%であった。里親種別にみるとファミリーホームが最も高く40%、最も低いのは親族里親の9.1%であった。実子の有無に関しては、記入割合に差はみられなかった。養育開始年齢については0歳の乳児期から開始したものが39.3%と最も高く、1～3歳未満が31.2%、3歳以上では28.3%であった。市町村区分では政令市在住の里親が40.9%と最も高く、政令市以外の市26.5%及び町村26.7%は差がみられなかった。

表1 対象者の基本属性 (N=502) (n=147)

項 目		N(%) (A)	記入有n (B)	記入率 (B/A)%
里親 種類	養子縁組里親	139 (27.7)	45	32.4
	養育里親	257 (51.2)	70	27.2
	専門里親	59 (11.8)	20	33.9
	親族里親	22 (4.4)	2	9.1
	ファミリーホーム(FH)	25 (5.0)	10	40.0
実子	有	224 (44.6)	68	30.4
	無	215 (42.8)	62	28.8
	不明	63 (12.5)	17	27.0
養育 開始	0歳以下	89 (17.7)	35	39.3
	1～3歳未満	157 (31.3)	49	31.2
	3～17歳	159 (31.7)	45	28.3
	不明	97 (19.3)	18	18.6
地域別	北海道東北	65 (12.9)	19	29.2
	関東	207 (41.2)	60	29.0
	中部	52 (10.4)	14	26.9
	近畿	21 (4.2)	8	38.1
	中国四国	74 (14.7)	19	25.7
	九州	80 (15.9)	27	33.8
	不明	3 (0.6)	0	0
市町村 区分	政令市	115 (22.9)	47	40.9
	政令市以外の市	264 (52.6)	70	26.5
	町村	86 (17.1)	23	26.7
	不明	37 (7.4)	7	18.9

2. 母子手帳に関する直接の困りごとの記述内容分析

自由記述のデータから「母子手帳」を主語として「母子手帳の・が・に+データ+困った。」と文章ができる197データから20のサブカテゴリーを生成し5つのカテゴリーを抽出した。以下、カテゴリー【】、サブカテゴリーは〈〉、データは「」を用いる。

母子手帳の困りごととしては【母子手帳がない】が39データ、【記入された情報が極端に少ない】ことは118データであった。一方、記録があった場合においては【実親や家族に関する情報がある】ことも困りごととされていた。また、【母子手帳のデザインや内容への不満】では、「表紙を全国統一にしてほしい」との記述があった。さらに、母子手帳の【使い方や内容がわからない】では「一般の人がどう記入しているのか全く分からない」があった。

3. 母子手帳に関する二次的な困りごとの記述内容分析

母子手帳に関する自由記載において「母子手帳」を主語として文章が成り立たないものの直接的な困りごとによって二次的に困っていることと判断された106データについて分析を行った。その結果、23のサブカテゴリーを生成し、7つのカテゴリーが得られた。直接的な困りごとの【母子手帳がない】や【情報が極端に少ない】に関連して、【母子手帳を入手する必要がある】、【関係機関での質問に回答できない】〈病院を受診した時の質問に回答できない〉、〈予防接種の問診票に記入できない〉、〈学校の書類に記入できない〉、〈妊娠中のことを聞かれることが不安〉のほか【適切な健康管理ができない】という問題も示された。また、学校に関連して【生い立ちの授業への不安がある】が示された。また、直接的な困りごとの【実親や家族に関連する情報がある】ことによつて、【里子に配慮し、対策を講じる必要がある】として〈告知前にみられないように取り扱いに注意する必要がある〉、情報の少ない母子手帳に対し〈情報の少なさに里子が傷つくのではないかと不安がある〉としていた。しかし、〈プライバシーの守られない状況で提出しなければならない〉、〈名前を上から修正する必要がある〉としていた。また、【実親の情報で里親を扱われる】として、〈名前を修正していても実母の名前で呼ばれる〉、〈名前が違うので説明が必要〉と困りごとが示されていた。

Ⅳ. 考 察

母子手帳の最も重要な意義は、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する情報が一つの手帳で管理されていることである（厚生労働省、2012）。また、里親が行う養育に関する最低基準には、里親は常に委託児童の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を

表2 里親が母子手帳で直接的に困った内容

カテゴリー (5)	サブカテゴリー (20)	データ (代表的なものを掲載)	データ数 (197)
(母子手帳がない)	母子手帳がない	手帳を持っていない／母子手帳がない／母子手帳を渡されなかった	28
	実親から受け取れない	実親が持ったまま。親から受け取れない。	10
	震災で消失した	震災で消失した	1
記入された情報が極端に少ない	ほとんど情報がない	育児に興味を失い未記入／ほとんど記録がなくかなり困った／情報がほとんどない／圧倒的に情報不足。	13
	妊娠中や出産時の記録がない	出生前の状況については、ほとんどわからないことが多かった／妊娠中に受診なく様子が全く分からない／出生時の体重するわからない／出生場所がわからない	18
	児童の病歴や体質の記入がない	どんな病気をしたのか全く分からない／今までにかかった病気の記録がない／アレルギーの有無がわからない／てんかんやひきつけについてわからない。	21
実親や血縁者の既往歴や体質の記入がない	成長の過程の記入がない	食事やミルクの量、この子はどの位飲んでたのかわからない。首すわり、寝返り、歩きはじめなどがわからなかった。記録が少ないので乳児期のことが把握できない。	4
	予防接種の実施記録がない	一番困ったのは、予防接種の記録が無かったこと／予防接種をしているのかいないのか分からなかった／予防接種の情報がなかった	27
	血液型の記入がない	血液型の記入がなく、本人から血液型を知りたいと言われた／子どもの血液型がわからない／母子手帳に血液型の記入がないので困った	11
実親や家族に関連する情報がある	実親の名前で発行されている	実母の名前で発行している／母子手帳の表紙に実親の名前があり説明に時間がかかる／養子縁組するのに実親の名前を書いてほしくない	7
	実親の名前や住所が書かれている	里子を置いていった母親の名前が書いてある／実父母の名前があるので常に取扱注意している／告知前には実親のことがかかれていますので見られないようにしている／実親の情報がある手帳を病院の受付に出さなければならない。	16
	子の出生順位の記載がある	兄弟がいるということがわかってしまう／初めての子育てなのに第3子と書いてある	2
	実親の取り扱いの悪さがある	管理が悪い状態で破損の部分が多い／母子手帳が子供の落書き帳になってた／母子手帳はボロボロで上の子たちのメモ帳化していた	4
デザインや内容に不満がある	デザインが在住の市町村のものではない	実母の出身の手帳のデザインになってしまうので、里親の住所の手帳を再発行してもらいたい／母子手帳のデザインが違うので、里子が同じものがないと駄々をこねる／デザインが違うので、表紙を全国統一してほしい	4
	受診印の大きさが市町村で違う	母子手帳に、予防接種するとき地域によってハンコの大きさが違うので押す場所がわかりづらい。	1
	母子手帳という名前と内容であること	母子手帳から“健やか”手帳(名称は何でも良いが)に切り替えて、誕生後の成育のみの情報だけでよいと思う／母子手帳ではなく、出生後の予防接種の記録は分けてほしい。	3
使い方や内容がわからない	新たに発行されることを知らなかった	新たに発行してもらえる事知らなかった。新しく作ってくれることができると知らなかった。	2
	必要性を理解していなかった	預かるときに子どもには母子手帳が必要であるということは全く気にしていなかった／初めて見たのでへえーという感じだった	2
	名前の書き方や予防接種の記号がわからない	一般の人がどのように記入しているのか全く分からない／表紙に書く子供の名前(名字)、本名なのか通称名なのかかわからない／初めてだったので、予防接種の記号とかかわからなかった	2

採らなければならないと定めている(厚生労働省、2017)。今回の研究において、直接的な困りごととして【母子手帳がない】が39データであった。里親制度の運営を定めた通知(厚生労働省、2017)によると、母子手帳については、児童相談所長の役割として、保護者(実親)に対し母子健康手帳を渡すよう指導し、保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合は、里親が交付を受けるよう指導すること示されている。結果において、二次的に【母子手帳を入手する必要がある】として、発行を受けていない及び母子手帳がない場合に〈再発行してもらった〉、実親が渡さない場合は〈実親に児童相談所から入手を依頼した〉とあり、児童相談所での対応がなされていると考えられた。また、【母子手帳がない】のサブカテゴリーに〈震災で消失した〉があった。東日本大震災

では、宮城県内のみの統計によると、保護者の死亡もしくは行方不明により震災孤児となった児童は126名でそのうち2名が児童養護施設に入所したがそれ以外の124名は関係性の近い親戚等に養育されている(卜蔵、2012)。東日本震災以降も各地で自然災害により家屋の流失や人命が奪われる事案が発生しており、今後も、災害により母子手帳の喪失は想定される。そのため里親のためのみならず、児童の切れ目ない支援を行うため健康情報の保管と管理の充実に向けた体制づくりの必要があると考える。次に【記入された情報が極端に少ない】は119データあった。子育ては実子であっても7割が不安と負担があるとしており(厚生労働省、2015)、情報の限られる里子の養育は実子の養育以上に不安と負担が大きいと考えられる。知識や情報の不足は不安につながり、里親の

表3 里親が母子手帳で二次的に困った内容

カテゴリー (7)	サブカテゴリー (23)	データ (代表的なものを掲載)	データ数 (106)
母子手帳を入手する必要がある	再発行してもらった	母子手帳が無く、児相の方で再発行の手続きをしてもらい助かった／再発行してもらったが内容不明が多かった／再発行してもらったが母親の妊娠中の記録がない	5
	実親に児童相談所から入手を依頼した	実母が一時的に母子手帳を持っていたため、児相にお願いした／実親が渡さないので児童相談所に渡してもらうよう依頼した。実母に探してもらっているというのが実母に連絡が取れないのでわからない	3
健康・医療情報を入手する必要がある	情報を児童相談所や病院・保健所に連絡し入手した	予防接種の記録が無く何か追跡調査してもらい確認することができた／保健師さんにしらべてもらった／里母子が受診していた病院に出向き情報を聞いた／児相の担当者に調べてもらった	11
	医療機関で血液型を検査した	血液型の記入がなく本人から血液型を知りたいと言われ、病院に相談した。病院で検査した。	2
関係機関での質問に回答できない	病院を受診した時の質問に回答できない	発育に遅れがあり、病院に行っても、医師の質問に全く答えられず、子どもにとってもマイナスが大きい／病院で家族の病歴を記入することがあると、里子の家族についてわからないので困る／子どもが受診したり薬を処方してもらった時、“親のアレルギーの有”を問われることが多いがわからないので困る	12
	予防接種の問診票に記入できない	予防接種の問診票にある（血縁、親族で〇〇の人はいるか？）の質問に困る／予防接種等の問診について、血縁者の病気に記載する項目があるが、その点が不明／予防接種の予診票に近親者の病気や具合についての質問があるが、不明で記入に困っている	7
	健診の問診に答えられない	寝返り、お座り、歩き始めの時期が不明で、健診時に困った／受診時の問診票記入の際困った	2
	学校の書類に記入できない	学校での記入書類を書くのに困った／学校へ提出する書類に既往症など、わからないこと（特にスポーツなど（マラソンなど）の時など）／罹った病気についての記載がない為、小学校に転校した際（里親家庭に来た時）に新たに保健調査票に記入できず困った	4
	妊娠中のことを聞かれることが不安	妊娠中の記録が全くなく、今後、妊娠中の記録が必要になった場合が不安。	1
	適切な健康管理ができない	病院の診断や処方に必要な内容が答えられない 予防接種を受けるべきかわからない	3 2
学校の生い立ちの授業への不安がある	生い立ちの授業への対応に困った	小学校2年の時小さいころのものをもっていく授業で困った／記録が少なかったため、小2年の「おいたち」の授業の時に困り、児相に相談した／学校に行くようになると、生い立ちの授業があり情報がないのでとても困った。	5
	生い立ちの授業への不安がある	小学校に上がった際、道徳の時に必要と言われたのが不安／公立中学校で母子手帳を持参という授業があると聞いていたので、ドキドキした	2
里子に配慮し、対策を講じる必要がある	情報の少なさに里子が傷つくのではないかと不安がある	下の子が持ってきたのを見て、うらやましかったようである／妊娠の記録がないので成長して里子が見た時のことを思うとどう説明しようかと悩む／妊娠中の記録がないので子どもが悲しむと思うと見せられない。	3
	告知前にみられないように取り扱いに注意する必要がある	実母の氏名、住所が記載してあり、子が思春期に興味を持つかどうか不安／実親のことが書いてあるため子どもにみられないように気を付けなければならないという心の負担がある／取り扱いに注意が必要／自分を置いて出ていった母の名前を見ると傷つく恐れがあるので見えないところに保管している	11
	プライバシーの守られない状況で提出しなければならない	相談所から、本人には絶対に見せないように言われましたが、予防注射に行ったりすれば目に付き困る／予防接種の実施場所に乳児院の名前があるので子どものプライバシーが守られない場所で病院の受付に出すことに抵抗がある。	2
	名前を上から修正する必要がある	名前が実名で表紙に書かれてあったので、付箋で里親姓にしている／表紙の母の名前には付箋を貼って隠した／上から新しい名前を書いた／知り合いの保健師さんもいるので母子手帳の実母の名、出身地などがあったので、修正ペンで消して書き直した。	7
	里親用に母子手帳の発行をしてもらった（もらいたい）	告知までは・・・と思い、里親の名前の新しい母子手帳をつくりなおした／実母の出身の手帳のデザインになってしまうので、里親の住所の手帳を再発行してもらいたい／特別養子縁組になるので新たに発行してほしい／名字が変わっても母子手帳の名字が変わらないので発行してほしい。	11
	再発行を依頼したが非協力的だった	特別養子縁組し、姓が変わったにもかかわらず、母子手帳を新しく発行してもらえなかった／里母が再交付を受けようとしたが、保健所が非協力的で嫌な思いをした	2
実親の情報で里親を扱われる	名前を修正しても実母の名前で呼ばれる	実母の名前で発行しているので、ずっとその名前で呼ばれ非常に困る／母子手帳の表紙に里親の名字で紙を貼っていても、里子の本名で呼ばれてしまう	4
	名前が違うので説明が必要	母子手帳の母親の氏名と受診する時の書類の母親（里母）の氏名が違うので、説明するのに時間がかかり、後の人に悪い思いがいつもあった／医療機関受診の際、いきさつを話さなければならない点や、名前（通称で呼んでいるため）の説明等、他人に聞かれる心配がある	3
	子育てで豊富との誤解をうける	母子手帳の表紙に第〇子という記入があるため、その数字が多いと子育て経験が豊富と思われ困った。	1
	管理能力のない親と思われる	管理が悪い状態で破損の部分が多く検診の際に困ったことが多々あった／母子手帳はボロボロで上の子たちのメモ帳化していたので、予防接種などで病院に出すと、びっくりされる	3

育児不安軽減には養育前の里子に関する情報を得ることが必要であり、特に健康に関する事項のアレルギー体質や既往歴などは里子の命に直結する重大な情報である。母子手帳には省令様式と任意様式があり、2012年の様式改正では省令様式において「妊婦自身の記録」のページを大幅に増加し、両親で記載させ父親の育児参加を促し、妊娠期の意識の変化や留意する症状の記載欄を増やしている（厚生労働省、2012）。実親にとって里子の妊娠が予期しない場合は、妊娠期の管理が不足し、結果的に母子手帳の空欄が増えることが推察される。また、里親の直接的な困りごとの〈児童の病歴や体質の記入がない〉、〈実親や血縁者の既往歴や体質の記入がない〉についても、実親が自主的に記入すべき事項であり、単に母子手帳があればよいというものではなく、その中の情報が充実することによって、里親が健康管理について適切な措置を講じることができると考えられる。二次的な困りごととして【関係機関での質問に回答できない】、【適切な健康管理ができない】としており、親として日々里子と接しながらも、過去を問われる場面において親としての不全感と不安を感じていることが推察された。また、【学校の生い立ちの授業への不安がある】について、学童期は社会への関心を持ち始める時期であり、自分の誕生・成長について養子や里親の知識のない人に話すことにより子どもが傷つくことに配慮しなければならないとしている（森、2010）。里子は、実親との別離を経験しており、心の傷や対人関係形成の障害を抱える場合も多く（Eileen Mayers et al, 2006）、里親は常に里子の心の傷に配慮し続けていると考えられる。要支援児童等の情報提供に関する通知では（厚生労働省、2017）、被虐待児やそれを疑われる場合の各関係機関の情報提供に関しては個人情報法の秘密保持より優先するとして、関係機関での児に関する情報共有を促している。実親及び里子の健康情報は里子の公衆衛生の向上や健全な育成の推進のために必要不可欠なことと考えられる。そのため、里親と実親との交流が困難な現状においては、里子及びその実親家族の健康に関する情報の収集と里親への情報の提供について、実親の市区町村と児童相談所が連携を強化し、情報収集に努める必要があることが示唆された。

次に、母子手帳の発行については、母子保健法により妊娠の届出をしたものに対し市区町村が交付しなければならないとなっており、妊娠を経験しない里親が届け出をすることはできない。したがって、現状の制度においては養子縁組里親及び養育里親に対して里親用母子手帳の発行義務はないが、〈里親用に発行してほしい〉という困りごとへの対応が望まれる。また、里親は〈告知前にみられないように取り扱いに注意する必要がある〉としていた。児童の権利条約において、児童はその父母について知る権利を保障されている（外務省、2017）。そ

のため、真実告知については、望ましい時期に必ず実施することとされ、生活が安定しているときに告知をする必要がある（岩崎、2016）といわれている。一方で、準備が整わない段階で実親の情報に触れることは、様々な問題を生じるリスクがあるともいわれ（徳永、2017）、実親子関係でないことが里親以外の情報から里子に伝わった場合は親子関係が混乱する（津崎、2017）とされている。関係が安定した時期を見極め里親自身が里子に真実告知することは養育の中で最も重要な課題である。里親は里子と同じ家庭に生活し養育を休むことができずストレスを感じながら養育を続けている（奈良ら、2011）とされ、「実親のことが書かれているので子どもにみられないよう気を付けるといふ心の負担がある」「自分を置いて出ていった母の名前を見ると傷つく恐れがあるので見えないところに保管している」などの書き込みが家庭内での里親の緊張を示していた。一方で〈プライバシーの守られない場所で提出しなければならない〉辛さを抱えていた。母子手帳の児童の名字についても〈名字を上から修正する必要がある〉や〈名字を修正していても実親の名字で呼ばれる〉との困りごとが記載されていた。名字はファミリーネームという呼び方に象徴されるように家族や親子であることを示す一つの重要な記号であり、里親家庭で過ごす子どもたちにとって深い葛藤を生み出すものであると述べられている（和泉、2006）。養育里親の場合は、里子は実親の姓を名乗ることが多く、一方、特別養子縁組などの養子縁組里親の場合は里親の姓を名乗ることとなる。姓を正式に変更するには、6カ月の養育期間を経て家庭裁判所での審判を受ける必要があり、養育開始から決定までに1年近くを費やすこともある。告知前に【実親や家族に関連する情報がある】母子手帳を使用することは、常に里子への配慮を必要とする状況にあることが推察できる。母子保健法の改正により2017年4月から市区町村ごとに開設を目指している「子育て世代包括支援センターの業務ガイドライン」では、ひとり親、若年親、事実婚、里親を含んだ多様な保護者に留意することと明記されている。里親と委託される児童が生活するのは地域社会であり、里親子が関わりを持つのは都道府県単位よりも市区町村単位のほうが圧倒的に多いため、「里親支援」も市区町村単位での活動が必要である（渡邊、2010）。日本では里親が未だ認知されないためサポートが不十分である（宮島、2012）ことが指摘され、効果的なサポートを受けられる体制をつくるのが不可欠である（庄司、2011）としている。これらを踏まえると、市区町村は里親の困りごとに対し、母子手帳を里親用に発行することや記載可能な実親の情報について提供するなど、柔軟な対応が必要であると考えられる。

最後に、回答者のうち、実子なしが42.8%であった。全国調査においても実子なしが44.3%という結果であり

(深谷ら、2013)、里親の約半数が里子の養育が初めての育児であるといえる。里親は里子の中途養育者であるために、通常であれば妊娠届出時や出生届出時などに得られるはずの情報を取得することができないために、母子手帳に関しても【使い方や内容がわからない】という記述がみられたと考えられる。県が「社会的養護」市町村が「子育て支援」をそれぞれ別に所管している構造が本質的な課題とし、里親子への支援を有効にするには県と市町村の連携し里親子が暮らす市町村において里親家庭に関する情報が共有され、きめ細かな支援が重要としている(坂口、2015)。里子が市区町村に転入し住民となった時点から背景を確認し、発達段階に応じた母子保健サービスに関する情報が得られる体制の検討や里親のニーズに寄り添った具体的で柔軟な対応による支援が必要であることが示唆された。

V. 結 語

里親が里子を養育する中での母子健康手帳に関し、母子手帳がないや情報が少ないなど里親特有の困りごとが明らかになった。里親にとって母子手帳は養育前の里子の情報源であり、実親及び里親子の属する市区町村の母子保健担当は母子手帳の発行や情報提供など里親の具体的なニーズに寄り添った柔軟な対応が求められていることが示唆された。

本研究における利益相反は存在しない。

文 献

- Eileen Mayers Pasztor, David Swanson Hollinger, Moira Inkelas et al. (2006) Health and Mental Health Services for Children in Foster Care: The Central Role of Foster Parents. CHILD WELFARE Vol. LXXXV, # 1; 33-57
- 深谷昌志, 深谷和子, 青葉絃宇 (2013): 社会的養護における里親問題への実証的研究, 99, 福村出版, 東京
- 林浩康 (2017): 要保護児童を対象とした養子縁組の現状とその課題, 子どもの虐待とネグレクト第19巻第1号 8-15
- 和泉広恵 (2006): 里親とは何か, 147, 勁草書房, 東京
- 厚生労働省(2011): 母子健康手帳に関する検討会報告書, http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r_9852000001u2ad-att/2r9852000001u2bu.pdf
- 厚生労働省(2012): 母子健康手帳の交付・活用の手引き, <https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/index.files/koufu.pdf> (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省(2013): 里親及びファミリーホーム養育指針

- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-56.pdf> (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省(2015): 少子高齢社会等調査検討事業報告書 http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/002_1.pdf (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省 (2017): 新しい社会的養育ビジョン, <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf> (検索日: 2017年10月20日) (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省 (2017): 子育て世代包括支援センター業務ガイドライン <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodate-seidaigaidorain.pdf> (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省 (2018): 社会的養護の現状について <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf> (検索日: 2019年9月27日)
- 厚生労働省 (2017): 里親及び特別養子縁組の現状について <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000148755.pdf> (検索日: 2017年10月23日)
- 厚生労働省 (2017): 里親委託ガイドラインについて <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161321.pdf> (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省 (2017): 里親制度の運営について. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000167405.pdf> (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省 (2017): 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf> (検索日: 2017年10月20日)
- 厚生労働省 (2017): 要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について: http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/1_19.pdf (検索日: 2017年10月20日)
- 宮里慶子, 森本美絵 (2012): 養子縁組里親・養親の抱える困難とその対処, 千里金蘭大学紀要 9 1-12
- 宮島清 (2012): 代替的養育に関するガイドラインと里親・ファミリーホームの課題, 子どもの虐待とネグ

- レクト Vol. 14, 3 : 312-314.
- 森和子 (2012) : 養子の成長発達のプロセスに関する一考察 文京学院大学人間学部研究紀要 Vol. 12, pp189-209
- 文部科学省 (1951) : 児童憲章, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/attach/1298450.htm. (検索日 : 2015年5月5日)
- 奈良隆正, 阿部好恵, 鈴木幸雄 (2011) : 里親のソーシャルサポートと情緒的疲弊に関する実証的研究, 帯広大谷短期大学紀要 開学50周年記念号 (第48号), p47-54
- 坂口明夫 (2015) : 親族里親における養育と支援の課題 —東日本大震災孤児への里親子支援から, 里親と子ども Vol. 10 33-37.
- 庄司順一 (2011) : . 乳児院における里親支援, 子どもの虐待とネグレクト第13巻第1号156-78
- Stacy Blythe SL, Halcomb EJ, Wilkes L, Jackson D. (2013): Caring for vulnerable children: Challenges of mothering in the Australian foster care system, *Contemp Nurse*. 44(1): P 87-98.
- ト蔵康行 (2012) : 社会的養護を必要としている子どもたちの受け入れ状況と課題, 子育て支援と心理臨床 vol. 5, 96-97
- 徳永祥子 (2017) : 特別養子縁組と「知る権利」, 子どもの虐待とネグレクト第19巻第1号, 23-28
- 津崎哲郎 (2017) : 里親・里子関係をどのように伝えるか, *臨床心理学*第17巻第2号207-209
- 渡邊守 (2010) : 子ども中心の里親支援ソーシャルワークの確立を目指して. *子ども虐待とネグレクト*, 第12巻第1号, 102-106.
- 山縣文治. 里親等制度等の状況と社会的支援, 2011 ; *臨床心理学*, 第11巻第5号, 674-675.
- 全国里親会 (2016) : 全国里親会中長期ビジョンに関する報告書
http://www.zensato.or.jp/home/wp-content/uploads/2017/03/long-term-vision_houkoku.pdf (検索日 : 2017年10月20日)